

愛川町教育委員会

令和3年3月22日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和3年3月22日（月）
午前9時00分から午前10時09分まで
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告
 (2) 令和3年第1回愛川町議会定例会について
日程第3 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
日程第4 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について
日程第5 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第6 愛川町立公民館長の任命（文化会館）について
日程第7 愛川町立公民館長の任命（半原公民館）について
日程第8 愛川町立公民館長の任命（中津公民館）について
日程第9 令和3年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第10 その他
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 梅 澤 秋 久
教育委員 榮 利 隆 一
教育委員 平 田 明 美
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀 井 敏 男
教育総務課長 宮 地 大 公

指導室長兼教育開発センター所長	茅 泰 幸
生涯学習課長	上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長	松 川 清 一
教育総務課主幹	小 島 亘

◎開会

- （佐藤教育長） おはようございます。

本日の出席は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

2月の定例会分でございますが、会議録につきましては既に配付のとおりであります。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

2月23日から3月21日までの間に出席いたしました主な会議等につきまして、ご報告いたします。

2月24日、第6次総合計画策定庁内検討委員会。魅力ある学校づくり交付金の審査会ということで、校長先生方がプレゼンを行いまして、来年度取り組みたい研究テーマ等を含めて発表をしていただきました。

26日、立志式の講師依頼、打合せ。

28日、SC相模原の開幕試合に行ってきました。

3月1日、町議会定例会、1日目。

2日、新採用教職員内示。小学校6名、中学校5名、うち中学校は事務職1名、合計11名の内示を行いました。

3日、4日、5日と町議会定例会がございました。

10日、教育民生常任委員会、補足説明及び現地調査。

12日、立志式動画撮影。セレモニーを動画で行いましたので、小野澤町長と私の動画撮影を行いました。

愛川レクリエーションクラブ井上会長さんの来室がありました。

小・中学校管理職の内示、派遣教員の面接。来年度は高島屋に1年間内地留学に行く方がいらっしゃいますので、その面接をさせていただきました。

16日、教育民生常任委員会の教育関連。

17日、立志式、派遣教員の面接。

18日、生涯学習推進プラン推進委員会。

教育民生常任委員会、この日は民生部ですが、最後に採決がありましたので、参加しました。

19日、文化財保護委員会、冒険研究所訪問。この冒険研究所は荻田さんの事務所が大和市にありまして、立志式のお礼に行ってきました。

以上でございます。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特に質疑はありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和3年第1回愛川町議会定例会について、資料2に基づき教育次長から報告をいたします。

教育次長。

○(亀井教育次長) 資料2をご覧ください。

1枚おめくりいただいて、今回、5名の議員さんから5項目7件について、教育委員会関係の質問をいただきました。

まず、茅孝之議員からは、若手農家で栽培された有機野菜を学校給食で使用する考えについてご質問をいただきました。

丸の2つ目ですが、本町の学校給食については、昨年9月から親子方式による温かい中学校給食をスタートし、小・中学校の児童・生徒に温かくておいしい給食が提供できている。また、使用する食材は、今年の1月から卵を全面的に地元の中央養鶏から調達しているほか、お米、肉についても可能な範囲で町内産を使用するなど、工夫を凝らしながら献立の作成をしている。

こうした中、有機栽培による野菜の活用についても、地元産の食材であることや愛川ブランドに認定されている町の特産品であることなどから、昨年から地元の有機栽培をしている若手農業者と学校給食での活用に向けて協議を進めており、今月の3月9日には対応可能な有機栽培野菜を活用した学校給食を試行的に提供しています。

今後は、この試行結果を見ながら、学校給食で活用しやすい有機栽培野菜の選定、安定的に活用するためのコスト面など引き続き協議を進め、さらなる地元野菜の消費拡大に努めてまいりたいと答弁をしております。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ、3ページ。玉利優議員からは、教育現場における囲碁や将棋を普及していく考えについてご質問をいただきました。

丸の2つ目です。教育現場における囲碁・将棋を活用した取組として、全国的には文科省が後援する小・中学校の囲碁・将棋の団体戦が開催されており、独自の判断で教育に取り入れている学校もあるところですが、本町では、小学校のクラブ活動において、囲碁・将棋へ関心がある児童が楽しみながら学ぶ場としている。

また、教育における効果としては、囲碁は基石を自由に置き、形をつくり上げていく創造性があり、集中力を身につけ、バランス感覚を養うことで物事の価値判断を培い、子どもの人格形成に役立つと言われており、将棋についても、思考力・集中力・決断力・洞察力の養成、礼節を身につけることができるなど、子ども達の教育的効果の高さが注目されている。

一方、教育現場では、インターネットや人工知能など、最新のテクノロジーを活用した社会の実現を目指すSociety5.0時代の中で、囲碁・将棋と同様な効果が見込めるプログラミング教育をいち早く導入するなど、時代にふさわしい教育を取り入れているところである。

今後は、新学習指導要領の理念に基づき、より一層子どもたちの資質・能力の育成を目指すため、ICT環境の整備を行いながら、GIGAスクール構想に基づいた教育環境の整備を進めるなど、科学的な思考や、それを活用し価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探求力などを培っていくことを重要視していること、また、現在のカリキュラム等を踏まえると、囲碁・将棋をこれまで以上に教育現場に組み入れることは難しいところではありますが、貴重な提言として受け止めさせていただきます。

なお、3ページですが、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典であるねりんピックが令和4年に神奈川県で開催され、文化交流大会のうち将棋大会は、本町を会場とする予定となっていることから、子ども達の体験も視野に入れ、普及啓発に努めてまいりたいと答弁をしております。

4ページ、5ページであります。小林敬子議員からは、学校給食について2点質問をいただきました。

1点目は、学校栄養士と有機野菜生産者との意見交換の進捗状況についてです。

現在、学校給食に使用する食材は、児童・生徒の成長と健康の保持増進、さらに食育の観点などから地場産品の活用に努めており、1月からは、卵を全面的に地元の中央養鶏から調達しているほか、お米、肉についても、可能な範囲で町内産を使用しています。

こうした中、町では地場産品の活用を向上させるため、地場野菜の生産者との情報交換を実施しており、新たに地元有機栽培野菜の活用を推進するため、昨年からは有機栽培をしている生産者と栄養士を交えた意見交換を実施しています。

意見交換では、有機栽培野菜の種類や収穫時期、生産量など、基本的な情報収集をはじめ、具体的な導入コストや学校への運搬方法などについても話し合っており、どのような形なら学校給食に活用できるか協議してきました。この意見交換を基に、町では新たな試みとして、3月9日に対応可能な有機栽培野菜を活用した学校給食を試行的に提供しています。

今後は、この試行結果を基に、学校給食で活用しやすい有機栽培野菜の選定や、安定的に活用するためのコスト面など引き続き協議を進め、さらなる地元野菜の消費拡大に努めてまいりたい。

2点目の今後の食育推進の取組についてであります。近年、偏った栄養摂取や朝食の欠食をはじめとした食生活の乱れによる肥満や生活習慣病など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした問題を解決するため、平成17年には食育基本法が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組むことが重要であると認識しています。

こうした中、本町では、昨年9月から親子方式による温かい中学校給食がスタートし、小・中学校の児童・生徒全員に栄養価にも配慮した同じメニューの給食を提供することが可能となり、これまで以上に食育を推進する体制が整ったものと考えています。

そこで、今後の食育推進の取組についてですが、新年度は月1回程度、愛川産品デーを設け、有機栽培野菜などの地場産品を学校給食に取り入れるなど、食材を通じた食育をはじめ、中学校給食をより深く理解していただくため、3中学校において学校栄養士が食の重要性などについての講話を行った後に、生徒が配膳した給食を保護者が試食する親と子の温かい中学校給食会を開催したいと考えています。

さらに、愛川産品デーなどを活用し、地場産品の生産者の食材にかける思いや食の重要性のお話を動画に収め、給食時間に放映するなど、様々な食育事業を展開していきます。

町としては、親子方式による温かい中学校給食を契機として、引き続き効果的な食育事業を推進しながら、子ども達の心と体の健やかな成長につなげてまいりたいと答弁をしています。

6ページ、7ページ、岸上敦子議員からは、本町における夜間中学校への認識と必要性についてご質問をいただきました。

中学校夜間学級、いわゆる夜間中学校は、戦後の混乱期において義務教育を修了できなかった方々に対し、就学機会を保障する場として、これまで大きな役割を担ってきました。近年では、就学率の上昇に伴い、在籍生徒数は大きく減少していますが、教育をめぐる環境が複雑化、多様化していく中で、様々な事情から教育課程が修了していない、または受けられないまま日本で生活を始めることとなった外国籍の方への学びの場や、不登校などの理由で十分に教育を受けることができなかつた方たちへの学び直しの場としての役割が期待されています。

こうした状況を受け、国では、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律を平成28年に公布し、全ての地方公共団体に対し、夜間中学における就学機会の提供を講ずることとされ、現在では10都道府県に34校、県内では横浜市と川崎市に各1校が設置されている状況となっています。

しかしながら、横浜、川崎市の夜間中学校では、受け入れる就学対象者はいずれも市内在住・在勤の方とされていることなどから、神奈川県教育委員会では、県内市町村教育委員会をメンバーとする中学校夜間学級等連絡協議会を設置し、協議を重ねてきました。

その結果、不登校や外国につながるのある児童・生徒が多数存在する本県の状況を鑑みて、相模原市において、県教育委員会と連携し、他市町村からの生徒も受け入れる広域的な夜間中学について、令和4年4月の設置を目指す方向性が見いだされました。本町においても、夜間中学校は不登校やひきこもり、外国につながるのある児童・生徒など、様々な事情で義務教育を十分に得られなかった方への学びの機会を提供する意義ある取組として認識しています。

しかしながら、その設置については、場所や規模、また費用負担のほか、潜在的需要の把握と受入れ人数の検討、そして教育課程の編成や教職員の配置の関係など、本町単独で取り組むことは難しいと考え、当面は中学校夜間学級等連絡協議会の中で、広域的な夜間中学校の在り方について議論を進めてまいりたいと答弁をしております。

最後に、佐藤りえ議員でございます。全ての人が等しく安心して暮らせる共生社会についてをテーマに、2点質問をいただきました。

1点目、新学習指導要領に基づいた心のバリアフリー教育の実施状況についてであります。新学習指導要領では、障害のある児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していくことや、共生社会の実現に不可欠な他社への共感や思いやりの心を育むことなどが示されており、心のバリアフリーに係る指導の充実が求められております。

そこで、心のバリアフリー教育の実施状況ですが、各校においては、特別支援学級の児童・生徒が日常的に通常学級へ交流及び共同学習を通して、インクルーシブ教育を推進しています。特に福祉教育の視点では、社会福祉団体の協力を得ながら、車椅子の操作体験やアイマスク体験等を行うとともに、地域の高齢者を学校に招いて一緒に活動するなどの取組を実施しているほか、総合的な学習の時間には、福祉をテーマとした調べ学習や体験学習、国語の時間では点字体験やユニバーサルデザインの調べ学習などを行っています。

加えて、令和元年度より道徳の時間が「特別の教科道徳」として道徳教育の充実が図られ、相互理解や寛容、公正・公平の価値を扱うなど、より一層心のバリアフリー教育に取り組んでいます。

今後も教育活動全般を通して、まずは身近にあるバリアについて知り、その上で自分は何ができるか、どうすべきかを考えることなどにより、4つのバリアと呼ばれる物理的、制度的、文化・情報面、意識上のバリアが改善できるよう、心のバリアフリー教育を推進します。

2点目の小・中学校におけるバリアフリー化の現状と今後の取り組みであります。令和3年4月から高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の施行令が改正され、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に公立小・中学校も追加されることとなりました。

この改正に伴い、本年4月以降に新・増築等される2,000㎡以上の小・中学校については、車椅子利用者用トイレやエレベーターの設置、スロープ等による段差解消などの建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられるとともに、既存の小・中学校についても同基準の適合に対する努力義務が課せられます。

そこで、初めに小・中学校におけるバリアフリー化の現状ですが、各小・中学校には、車椅子のままでも使用できるみんなのトイレを既に設置しておりますが、さらなるバリアフリー対策として、トイレ便器の洋式化も進めており、現時点では、小・中学校全体の便器数のおよそ6割が洋式となっている。また、段差の解消や階段手すりの設置を随時実施するとともに、車椅子を使用する児童・生徒が各階に上り下りする場合は、階段昇降機を活用するなど、安心・安全な施設整備や運営管理に努めています。

次に、今後の取組についてですが、今年度策定されます町の個別施設計画の内容を踏まえ、学校施設の大規模改修や長寿命化工事を実施する際には、基準に即したバリアフリー化を進めるとともに、既存の学校施設においても、引き続き身体的に支援が必要な児童・生徒が不便を来さないよう、安全に配慮したバリアフリー化の推進に努めてまいりたいと答弁しております。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑等があればお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 8ページ、全ての人が等しく安心して暮らせる共生社会についてという質問

と、その答弁がありました。全ての人の対象がかなり障がいのあるなしに焦点化が図られている、そんな感じがいたします。学習指導要領においてと書いてありますが、新しい学習指導要領における共生の視点は、障がいの有無、性差、能力差、出生や国籍、文化的背景の違い、あるいは年齢差についても書いてあります。

なので、全ての人が等しく安心して暮らせる共生社会というその理念は、確かにおっしゃるとおりなんだけれども、その質問者の意図や答弁の内容が、かなりハンディキャップのところだけに焦点が置かれていることに少し疑問を感じます。もう少し広い視点で、全ての人という視点を持っている必要があるのかなと考えます。

なお、本町の学校教育においては、障がいの有無に対する考え方や外国につながりのあるお子さんに対する考え方は、かなり先進的であると私は感じています。これは本当に、全国のいろいろな学校にお邪魔していますけれども、かなり進んでいると言って過言ではない状況だと思っています。

つまり、いわゆる特別支援学級のお子さんが、当然のように普通教室に入ってきて一緒に勉強したり、あるいは時として、学習室化された特別支援学級で勉強したりすることが、子ども達にとってかなり当然のようになってきたというふうに思います。

また、一部の学校においては、外国とのつながりのあるお子さんが当然のようにクラスにいてという状況、このことも、いわゆる国籍や文化的背景への差別自体存在しないような、そういう人材育成ができていないのではないかと、個人的には思っています。

なので、ぜひそういう町の教育のいい点については、しっかりアピールしていったほうがいいのかと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

ありがとうございます。

佐藤りえ議員の質問で、バリアフリー法が改正されたというところから質問が投げかけられていることもあり、我々としては、障がいのところに重きがどうしても置かれるような答弁になったというふうに、振り返ってみると思います。

梅澤委員さんが言われるような広い意味での視点を持って、今後も教育を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） 4ページから5ページで、小林議員さんの質問で、今後の食育推進という部分の答弁の中で、欠食、食生活の乱れ、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化というのを答弁しました。もしかすると小林議員さんは、今後のというところにごく答えを期待していたのかと私は想像するんです。それは何かというと、子ども食堂の推進みたいなもの、これは何も教育委員会の担当部署ではないけれども、他の部署と関連して、そういったようなことも取り組む必要があるんじゃないのかなというのをずっと思っているのではないかなと思ったんですけども、その辺どうでしたか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 子ども食堂というキーワード、そういった方向性については、特に議員さんからお話をごさいませんでした。趣旨としては、これから地元野菜を使って、どんどん子ども達のために食育を推進して行っていただきたいという点について、今後の町の方針を聞きたいというような形でしたので、このような答弁をしたという形でごさいます。

○（大貫委員） 分かりました。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特にないようでごさいますので、令和3年第1回愛川町議会定例会については、ご了承願います。

日程第2、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3

○（佐藤教育長） 日程第3、議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

詳細につきましては、担当より説明申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

資料の愛川町教育委員会会議提出議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてをご覧いただきたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきたいと思います。中段でごさいます。

繰り返しになりますが、愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の内容を記

載してございます。

詳細については、1枚おめくりいただきたいと思ひます。

こちらは愛川町教育委員会事務決裁規程の新旧対照表でござひます。左側が現行、右側が改正案となつてござひます。右側の改正案の表の一番上、横表記、こちらが決裁区分になつており、縦表記が決裁事項となつてござひます。

まずは、決裁事項の中段、文書と書いてあるこちらの中の事務引継をご覧いただきたいと思ひます。

一番上を確認いたしますと、次長の決裁区分と事務引継、ぶつかるところを見ていただきたいと思ひますが、左の表と比較しまして、こちらが「課長相当職」から「課長」へ、また、課長の決裁区分が「主幹以下」から「専任主幹相当職以下」に改正をしたいと考えております。

次ページをご覧ください。二重下線が引いてあるところをご覧くださいいただきたいと思ひます。

決裁事項の休暇内の年次休暇から職務専念義務の免除、こちらまでの次長の決裁区分が、左表の「課長相当職」から「課長」へ、課長の決裁が「主幹以下」から「専任主幹相当職以下」へ改正し、アンダーラインの表記の一番下、出張命令及び復命欄の宿泊するもの、こちらが、教育長決裁の「次長及び課長相当職」が「次長及び課長」へ、次長決裁区分が「主幹以下」から「専任主幹相当職以下」に改正したいと考えております。

なお、この改正は、専任主幹の役職ができたことによる変更でござひまして、町の決裁区分に合わせるための改正でござひます。

当該改正は、令和3年4月1日から施行したいと考えてござひます。

説明は以上になります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長） 日程第4、議案第23号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、令和3年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱したいものであります。

詳細については、担当から説明を申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 議案第23号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についてご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、令和3年度愛川町埋蔵文化財調査員履歴をご覧ください。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、試掘確認調査業務など、町の埋蔵文化財保護業務を円滑に進めるために、添付させていただきました愛川町埋蔵文化財調査員設置要綱に位置づけられまして、要綱第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっているものでございます。

ご覧いただいております平本元一氏につきましては、厚木市教育委員会で文化財保護課長をお務めの後、現在、厚木市の市史編集専門委員とともに本町の文化財保護委員を務めておられます。厚木市在職中におかれましては、長年、埋蔵文化財の発掘調査に携わってこられた方であり、人格、見識、実績なども鑑みまして、調査員にふさわしい方と思われまふ。平成27年度から履歴に記載の平本元一氏に調査員を委嘱しておりまして、令和3年度も引き続き同氏に委嘱したいと考えております。

つきましては、4月1日付をもちまして、平本元一氏を調査員に委嘱させていただきたく、ご承認をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑等はありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第23号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（佐藤教育長） 日程第5、議案第24号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町スポーツ推進委員につきましては、令和4年3月31日までの任期となっておりますが、桜台団地地区におきまして、行政区からスポーツ推進委員の変更について申出がありましたことから、新たに委員を委嘱したいものであります。

詳細については、担当から説明を申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 議案第24号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、添付してございます名簿をご覧ください。

スポーツ推進委員につきましては、任期満了に伴う改正によりまして、今年度、新たな委員さんの委嘱につきましては、既に令和2年3月25日の教育員会におきまして、ご報告をさせていただきましたところでございますが、このたび1名の委員さんにつきましては、町外への転出により欠員が生じておりましたことから、その補充として新たに委員を委嘱するものでございます。

新たな委員さんにつきましては、桜台団地区の古屋幸子様でございまして、区長さんからの推薦によるものでございます。

任期につきましては、愛川町スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により、前任者の残任期間となります令和4年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6ないし日程第9【非公開】

○（佐藤教育長） 日程第6、議案第25号から日程第9、議案第28号まで、関連がございますので一括議題といたします。

提出された議案については、人事案件となりますことから、非公開による審議とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないようでありますので、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第10

○（佐藤教育長） 会議を再開いたします。

日程第10、その他であります。各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にご意見等ありませんので、事務局から何かございますでしょうか。

○（事務局） 特にございません。

◎閉会

- （佐藤教育長） 以上で3月の定例会の議事日程全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、お疲れさまでした。

なお、次回の定例教育委員会日程、4月13日午前9時から、この201会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和3年5月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

榮利 隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

大貫 洋

調整職員

小島 亘